

大阪青山大学動物実験規程

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備並びに動物実験等の実施方法を定めるものである。

第2条 この規程は、大阪青山大学（以下「本学」という。）における動物実験等、実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である次の各号に掲げる事項（3R）に基づき、適正に実施しなければならない。

(1) 代替法の利用 (Replacement) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。

(2) 使用数の削減 (Reduction) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮する。

(3) 苦痛の軽減 (Refinement) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の

製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（４８時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者（健康科学部長）をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいい、管理者が指名する者をもって充てる。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 基本指針及び厚生労働省、農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

第２章 適用範囲

（適用範囲）

第４条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- ２ 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、基本指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第３章 組織

（学長の責務）

第５条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

- ２ 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、

教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

- 3 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、大阪青山大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

（委員会の役割）

第6条 委員会は、学長の諮問を受け次の各号に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

- 2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

（委員会の構成）

第7条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2名
- (3) その他学識経験を有する者で、人文・社会科学系の教員 1名
- (4) その他学識経験を有する者で、自然科学系の教員 1名
- (5) その他委員長が必要と認める者

（委員の任期等）

第8条 学長は、第7条に掲げる者を委員に任命する。

- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第9条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席（委任状を含む）がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、動物実験計画書の審査については、全会一致を原則とする。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

（持ち回り委員会による動物実験計画書の審査等）

第11条 動物実験計画書の審査等に当たっては、研究の遅延を防止するために学内LANを利用した持ち回り委員会で行うことができる。

2 学内LANを利用した持ち回り委員会の場合は、委員の3分の2以上の回答により成立する。

3 前項の議事は、回答委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、動物実験計画書の審査については、全会一致を原則とする。

4 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わってはならない。

5 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

（担当事務）

第12条 委員会の事務は、庶務課において処理し、委員会の開催に関する議事録等の作成及び承認された動物実験計画書の保存等を行うものとする。

第5章 動物実験等の実施

（動物実験計画の立案、申請、審査等）

第13条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「大阪青山大学動物実験計画書」（別紙様式第1号）により学長に申請しなければならない。

（1）研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。

（2）代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

（3）実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

（4）苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

（5）苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験等の開始前に前項を申請させ、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し助言を与え、

又は動物実験計画書を修正させる等、必要な措置を講じることができるものとする。

4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

5 学長は、第2項の規定により承認を与えた動物実験計画について、実験の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することができる。

(動物実験計画書の更新及び変更)

第14条 一度承認を受けた実験計画の有効期間は、承認日から3年間とする。

2 有効期間満了後に更新又は新規の動物実験計画書を申請する条件として、動物実験計画書に記されている動物実験実施者及び飼養者が、委員会が開催する教育訓練を過去3年間に少なくとも1度は受けていなければならないものとする。

3 前項の規定は、動物実験計画書の変更について準用する。

4 有効期間内に動物実験実施者、実験動物種及び使用数を変更するときは、「動物実験計画(変更・追加)承認申請書」(別紙様式第2号)により、学長に申請しなければならない。

(動物実験計画の終了又は中止報告)

第15条 動物実験責任者は、実験を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに「動物実験(終了・中止)報告書」(別紙様式第3号)により、学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第16条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、1年以上の経験並びに相応の知識及び技術を有する者の指導下で行うこと。

2 学長は、動物実験等の終了後(実験計画が複数年度の場合は毎年度)、動物実験責任者

から毎年4月30日までに、「動物実験結果報告書」(別紙様式第4号)により、前年度の使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施結果について報告させること。必要な場合は委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第17条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第19条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令及び指針等に基づき適正に管理している機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るために必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等にに応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

(健康管理)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り、又は疾病に罹った場合は、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第23条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存し

なければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、「飼養保管状況報告書」（別紙様式第5号）により、学長に報告しなければならない。

（譲渡等の際の情報提供）

- 第24条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先へ提供しなければならない。

（輸送）

- 第25条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 施設等

（飼養保管施設の承認）

- 第26条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、学長の承認を得た飼養保管施設等でなければ行うことができない。

- 2 管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む。）しようとする場合は、「飼養保管施設設置承認申請書」（別紙様式第6号）により、学長に申請しなければならない。

- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、その結果を管理者に通知する。

- 4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示する。

（飼養保管施設の要件）

- 第27条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種類や生理、生体、修正等、並びに飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

- 第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

- 2 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）しようとする場

合は、「実験室設置承認申請書」(別紙様式第7号)により、学長に申請しなければならない。

- 3 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、その結果を管理者に通知する。

(実験室の要件)

第29条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第30条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(施設等の廃止)

第31条 管理者は、施設等を廃止する場合は、「施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届」(別紙様式第8号)により、速やかに学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、前項の届出について、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認するものとする。
- 3 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

第32条 管理者は、逸走に備え実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者へ実験動物由来の感染症、アレルギー疾患等の罹患や実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人に対する危害発生防止のため、飼養保管基準第3第3項に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイ

クロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

- 6 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第33条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境安全上の問題等の発生防止に努めなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第34条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、次の各号に定める所定の教育訓練を受講させなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針等及び本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
 - (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 動物実験実施者は、前項に定める教育訓練を受けなければ動物実験等を行ってはならない。
 - 3 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。
 - 4 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。

第10章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第35条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、速やかにその結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、並びに飼養者

等に対し、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的の実施しなければならない。

第11章 情報公開

(情報の公開)

第36条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果及び委員会の構成等）については、毎年1回程度公表するものとする。

第12章 雑則

第37条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(補則)

第38条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

2 本学における動物実験に関わる組織体制は、別紙のとおりとする。

(改廃)

第39条 この規程の改廃は、動物実験委員会の上申により、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月21日から施行する。
- 2 この規程施行前から引き続き使用する施設等にあつては、管理者はこの規程の施行後30日以内に、第16条第2項の規定に基づき学長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請を行った施設等については、第16条第3項の規定による承認を行うか否かが決定されるまでの間、従前のとおり使用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大阪青山大学動物実験計画書

大阪青山大学学長 殿

☐ 新規

☐ 変更・年度更新

提出年月日 令和 年 月 日 受付年月日 令和 年 月 日 受付番号

研究課題	
------	--

研究目的				
動物実験責任者名 (選択項目を■)	氏名	所属	職名	動物実験の経験等
		連絡先 E-mail:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)		連絡先 E-mail:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
		連絡先 E-mail:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
		連絡先 E-mail:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
		連絡先 E-mail:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無
		連絡先 E-mail:		教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無

実験実施期間	承認後 ～ 年 3 月				中止・終了等	年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設				実験室		
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考

研究計画と方法	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）
	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。）

様式第1号（第13・14条関係）

※ 記入不要 特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 感染実験 安全度分類: ☐ BSL1 ☐ BSL2 ☐ BSL3 ☐ 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: ☐ P1A ☐ P2A ☐ P3A ☐ 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 ☐ 4. 化学発癌・重金属実験	本学では安全管理に注意を要する動物実験はできません。	
動物実験の種類 (選択項目を■)	☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他	動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)	☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	☐ B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 ☐ C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えらと思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 ☐ 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) ☐ 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 ☐ 5. その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) ☐ 2. 炭酸ガス ☐ 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法) ☐ 4. 安楽死させない (その理由を記入:)
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	☐ 1. 大学内で焼却 ☐ 2. 外部業者に依頼 ☐ 3. その他 (具体的に記入:)
その他必要または 参 考 事 項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)

委員会記入欄	審査終了: 令和 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 ☐ 本実験計画は、〇〇大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等) ☐ 本実験計画は、〇〇大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 令和 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号 大阪青山大学学長 (公印省略)

様式第1号（第13・14条関係）

※ 記入不要 特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 感染実験 安全度分類: ☐ BSL1 ☐ BSL2 ☐ BSL3 ☐ 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: ☐ P1A ☐ P2A ☐ P3A ☐ 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 ☐ 4. 化学発癌・重金属実験	本学では安全管理に注意を要する動物実験はできません。	
動物実験の種類 (選択項目を■)	☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他	動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)	☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他

想定される苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	☐ B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 ☐ C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えらと思われる実験。
動物の苦痛軽減、排除の方法 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 ☐ 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的な薬名及びその投与量・経路を記入:) ☐ 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 ☐ 5. その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 麻酔薬等の使用 (具体的な薬名及びその投与量・経路を記入:) ☐ 2. 炭酸ガス ☐ 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法) ☐ 4. 安楽死させない (その理由を記入:)
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	☐ 1. 大学内で焼却 ☐ 2. 外部業者に依頼 ☐ 3. その他 (具体的に記入:)
その他必要または参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)

委員会記入欄	審査終了: 令和 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 ☐ 本実験計画は、〇〇大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等) ☐ 本実験計画は、〇〇大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 令和 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号 大阪青山大学学長 (公印省略)

令和 年 月 日

大阪青山大学学長 殿

動物実験（終了・中止）報告書

動物実験責任者名
所属：
職名：
氏名： 印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しました
ので報告致します。

記

- 1. 実験（終了・中止）年月日 令和 年 月 日
- 2. 実験動物の処分年月日 令和 年 月 日
- 3. 備考

様式第 4 号（第 1 6 条関係）

令和 年 月 日

大阪青山大学学長 殿

動物実験責任者
所 属：
氏 名：
連絡先：

動物実験結果報告書

大阪青山大学動物実験規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その 概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更して実施(*) ☐ 中止
	結果の概要
4. 成果（予定を含む） (得られた業績、例：雑誌 論文、図書、工業所有権な どについて、著者名、論文 標題、雑誌名、巻・号、発 行年、頁、出版社などを記 載、必要に応じて別紙に記 載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること

様式第5号 (第23条関係)

令和 年 月 日

大阪青山大学学長 殿

飼養保管狀況報告書

管理者名

所属：

職名：

氏名： _____ 印 _____

大阪青山大学動物実験規程第23条第2項の規定に基づき、令和____年度に飼養保管した実験動物は下記のとおりであることを報告します。

記

動物種	飼養保管数	備考

様式第 6 号（第 2 6 条関係）

飼養保管施設設置承認申請書

大阪青山大学学長 殿

申請学部長

大阪青山大学動物実験規程第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設（施設）の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名 連絡先
	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
	<飼養者>（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1）建物の構造： （例：鉄筋コンクリート造） 2）空調設備： （例：温湿度制御、換気回数等） 3）飼養保管する実験動物種： 4）飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5）逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 6）衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格： 7）臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

様式第6号 (第26条関係)

4. 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）	
5. 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。) ☐ 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認： 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号：第 号 大阪青山大学学長 (公印省略)

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

様式第 7 号（第 28 条関係）

実験室設置承認申請書

大阪青山大学学長 殿

申請学部長

大阪青山大学動物実験規程第 28 条第 2 項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

受付番号

添付資料

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	〈実験室管理者〉（例：教室主任者等） 所属 職名 氏名 連絡先
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積：（ m ² ） 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無等） 4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）	
5. 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された実験室は規程に適合する。 （条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。） ☐ 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認： 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号：第 号 大阪青山大学学長 (公印省略)

1) 実験室の位置を示す地図

2) 実験室の平面図

様式第8号 (第31条関係)

令和 年 月 日

大阪青山大学学長 殿

届出学部長

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

大阪青山大学動物実験規程第31条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 （施設）または実験室の 名称	
	設置承認番号（ ）
2. 管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 （施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 学長記入欄	大阪青山大学学長 （公印省略）

動物実験の組織体制図

